

No.225  
2018  
3/7



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本

## 八地申第18号「労使間の取扱いに関する協約」の 遵守を求める緊急申し入れ

# 会社は労働協約の逸脱を止めよ！

2月23日、経営協議会開催を予定していましたが、事前の資料説明すら行わず、「当日の会議を中止する考えである」と通告され、開催に至りませんでした。会社は『JR東労組が18春闘を巡る団体交渉において、事実と反する労使間の交渉内容に係る見解を喧伝したのみならず、争議行為を予告したことは、まさに会社との信頼関係を破壊し、「労使共同宣言」の趣旨・精神を否定したものであり、既に失効したものとみなさざるを得ない』とし、したがって『経営協議会を開催することはできない』と理由を述べています。

しかし、本部・本社間の団体交渉でも、組合側から「労使共同宣言を破棄した」という事実はない事は通告しているものであり、会社の主張は事実と反しています。私たちはこれまでも「労使共同宣言」および「労使間の取扱いに関する協約（以下、労使間協約）」に基づき、信義誠実に労使協議をつくりだしてきました。もちろん、今回の18春闘における組合側主張や手続きにおいても「労使間協約」に準じて取り扱ってきたものであり正当なものです。



会社の一連の行為は、労働組合法による正規な手続きすら経ず「労使共同宣言を一方向的に破棄した」とし、JR東労組を敵視した一連の脱退策動に活用する事のみを目的としたものと断定せざるを得ません。「労使間協約」第2章第5条では「会社と組合は、会社の繁栄を目的として、相互の意思疎通を図り会社運営の円滑を期すため、経営協議会を設ける」と定められています。「労使共同宣言」の有無にかかわらず「労使間協約」に基づき適宜適切に行う事は至極当然です。よって、これまでの会社主張並びに「労使間協約」に定められている経営協議会を一方向的に中止させた事は会社自らが「労働協約」に違反し労使間の話し合いを拒否という、まさに労使共同宣言を踏みにじる行為です。よって下記の通り申し入れを行ないました。

1. 一方向的かつ違法な労使共同宣言の失効を理由とした経営協議会  
の中止は、労基法に基づいた労働協約に逸脱する行為である事から  
労使間協約第6条に基づき経営協議会を速やかに履行する事。

# 会社は労働協約を遵守せよ！